

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和4年1月26日 午後 1時30分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	設楽健夫
委員	中根光男
委員	川村成二
委員	小倉博

欠席委員

なし

出席外議員

なし

出席説明者

市民部長	山内美則
保健福祉部長	君山悟
国保年金課長	豊崎良憲
社会福祉課長	金子俊文
介護長寿課長	幕内浩之
子ども家庭課長	斎藤隆男
健康づくり推進課長	川原場宗徳
包括支援センター長	畠山君枝

出席書記名

議会事務局 柏崎博子

議 事 日 程

令和4年1月26日（水曜日）午後 1時30分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 住民税非課税世帯臨時特別給付金の実施について
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付金（特例分）の実施について
- (3) 低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の実施について
- (4) （仮称）千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事の進捗について
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について
- (7) 国民健康保険税課税算定方式の見直しについて
- (8) その他

3. 閉 会

開 議 午後 1時30分

○櫻井繁行委員長

こんにちは。

新年明け、はじめての文教厚生委員会です。至らぬ委員長でございますが、円滑な委員会運営に心がけてまいりますので、本年もどうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

ここで、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

現在、全国的にオミクロン株による感染が拡大しており、明日からは、茨城県におきまして、まん延防止等重点措置が適用されることを鑑み、時間の短縮を図り、委員会を進めることとしたいと思っております。

そのため、説明、質問に際しては、要点を整理し発言していただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

はじめに、(1) 住民税非課税世帯臨時特別給付金の実施についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

1点目の住民税非課税世帯臨時特別給付金の実施につきましては、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環としまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、

住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給するものでございます。こちらにつきましては、申請の準備ができ次第、支給を開始するようという国の指示がでございます。

詳細につきましては、この後、担当課であります社会福祉課の金子課長の説明となりますけれども、こちらに関する補正予算につきましては、先ほど申し上げましたように、速やかに支給する関係で、専決処分での措置をさせていただくことで、ただいま事務を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○社会福祉課長（金子俊文君）

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について説明をさせていただきます。

タブレット端末のカラーの資料をご覧いただきたいと思ひます。

初めに、点線の中でございますが、内容といたしましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）について、住民税の均等割非課税世帯、また、令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、家計急変となった世帯に支給します、新たな給付金でございます。

給付金を受給するためには、非課税世帯、また、家計急変世帯とも手続きが必要でございます。

給付金の支給額につきましては、1世帯当たり10万円でございます。

給付の支給時期につきましては、市町村のほうから確認書を送付し、返送されて、受理した日から30日後を目安とさせていただきます。こちらにつきましては、このチラシの説明の後、別紙でかすみがうら市の状況とスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

続いて、支給対象と申請の有無でございますが、支給対象となる世帯は、赤字で書いてございます。世帯全員が令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯、また、右側の令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）ということでございます。

住民税均等割非課税世帯につきましては、申請は不要でございます。こちらにつきましては、住民税均等割非課税、課税データを基にしまして、住民税非課税世帯を抽出し、対象世帯に、市のほうから確認書を送付いたしまして、返送していただくものでございます。

続いて、右側の住民税非課税相当となった世帯につきましては、申請が必要でございます。申請期間につきましては、令和4年2月中旬から令和4年9月30日まででございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが先ほど申し上げました1番と2番、1番が令和3年度住民税非課税世帯、また2番につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で収入が減少した家計急変世帯でございます。

1番の令和3年度住民税非課税世帯につきましては、先ほど申し上げました、こちらから課税データを基に対象となる世帯に、給付内容や確認事項を記載した確認書を送付いたします。中身を確認していただきまして、返送していただくものでございます。

確認事項といたしましては、①記載された給付金振込口座番号に誤りがないかということでございます。この口座情報につきましては、昨年5月頃に1人当たり10万円の特別定額給付金支給の際に使用しました口座情報がありますので、そちらを記載してあるところでございます。

次に、②世帯全員が非課税であること。

③としまして、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯でないことを確認していただきます。

2番、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯でございますが、こちらはプッシュ型でございませんので、個人個人申請が必要になります。申請書に必要な事項を記入していただきまして、添付書類とともに窓口提出、また、郵送により提出していただくものでございます。

広報活動につきましては、公共施設等にチラシ配布やホームページ、広報紙等で、広く広報活動を進めていきたいと考えてございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

2番目の丸になります。かすみがうら市の対象世帯と予算見込みでございます。

対象世帯でございますが、住民税非課税世帯につきましては4148世帯を見込んでございます。また、家計急変世帯につきましては750世帯、合計で4898世帯を見込んでいるところでございます。

続いて、予算見込み額につきましては、4898世帯掛ける10万円ということで、合計で4億8980万と事務費463万2000円、合計で4億9443万2000円を見込んでございます。こちらにつきましては、先ほどご紹介ありましたように、補正予算ということで、国の交付決定があり次第、専決処分を進めさせていただきたいと考えてございます。

財源につきましては、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金10分の10でございます。

3番目の丸でございます。給付に係るスケジュールでございますが、2月上旬から広報活動を含めた準備作業を進めてまいりたいと考えてございます。

また、1月下旬から2月上旬にかけて交付決定があり次第、補正予算の専決処分を進めていきたいと考えてございます。

そして、2月上旬、大体2月10日ぐらいになると思いますが、住民税非課税世帯への案内通知と確認書を発送する予定でございます。同時に、家計急変世帯の広報活動を広く進めていきたいと考えております。

そして、2月下旬ぐらいには給付金が給付できるような形で進めてまいりたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等ございませんか。

○川村成二委員

非課税世帯が分かっているほうのことで少しお伺いしたいのですが、令和3年度、非課税対象ということは、令和2年分の収入が計算の基準になるわけですね。そういう考えでよろしいですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

令和3年度の非課税世帯につきましては、令和2年1月1日から12月31日の収入によって課税、非課税が決定されるものでございます。

○川村成二委員

それとは違う家計急変世帯というのは、令和3年の収入で計算するわけですがけれども、それからすると、非課税対象の方が令和3年の収入が増えているとした場合、支給すること自体に何か違和感があるんですけれども、そのような対象者が発生することはあり得るのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時43分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時46分]

○社会福祉課長（金子俊文君）

家計急変世帯については、令和3年1月から令和4年9月末までの中で、1か月の収入が非課税並みに低下した場合対象となり、非課税対象は令和2年中の収入で、非課税であることを判断します。

このため、令和3年中に収入が多くなり、住民税が課税対象となったとしても、課税基準は令和2年中のため、そのような対象者の発生は考えられるところでございます。

○川村成二委員

非課税世帯の世帯数はかすみがうら市全体世帯数に対しどのくらいの割合になるんですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

国庫補助金の交付額を算定する時点で、国のほうから算定基準というか、公式が示されております。そちらにつきましては、市の全体の世帯数1万7801世帯ございますが、公式に当てはめると、国民生活基礎調査からの数字でございますが、全体の世帯数に対します23.3%を乗じて計算するようというところで、国のほうから公式が示されているところでございます。

○川村成二委員

はい、分かりました。

それと、もう一つ、家計急変世帯の対象の判断が、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を取り上げて、12倍して年収という扱いをすると書いているんですが、あまりにもこれは安直な計算方法じゃないですか。その申請に対して、それが正しいかどうかの検証というのはできるんですか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

確かに委員おっしゃるように、その関係は大変人数も多いですし、大変困難なところもあると思いますが、基準としましては、かすみがうら市の非課税の単身の世帯で、収入限度額が93万円でございますので、それを12で割って、月々7万幾らか以下になったかどうかの判断をこちらでしなくてはならない状況になりますので、会社から出ている支給報告書とか、そういうものを確認して、非課税相当になっているかどうかという確認が大変困難なものになると考えております。

○川村成二委員

今の説明だと、行政のほうで内容のチェックはするというので、場合によっては対象外ですよという判断はあり得るということですね。

○社会福祉課長（金子俊文君）

申請書を持ってくるとか郵送していただきまして、添付書類等を確認して、該当にならないければ非該当という通知をこちらから送るような形で考えているというものです。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

次に、(2) 子育て世帯への臨時特別給付金（特例分）の実施についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

子育て世帯への臨時特別給付金（特例分）の実施につきましては、昨年末、児童手当等受給者等を対象に、本市としましては10万円の現金給付を行ったときに、所得制限がかかっている方に対しましては支給できないということで、当時は事務を進めて支給したものですけれども、その後、運用等が変わりまして、所得制限世帯に対しましても、コロナ臨時交付金を財源として給付する運用が可能という国からの通知がありましたので、今回、改めて所得制限により支給ができなかった方の家庭を対象に10万円の給付を行うという内容につきまして、今回説明することになりました。

詳細につきましては、子ども家庭課の斎藤課長より説明をさせていただきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、子育て世帯への臨時特別給付金（特例分）の実施についてということでご説明させていただきます。重複するところもありますので、ご容赦ください。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、昨年末に令和3年子育て世帯への臨時特別給付金として児童1人当たり10万円の支給を行ってまいりました。この時点では、児童手当を受給している世帯及び受給世帯と同等の収入所得で18歳以下の高校生以下の子どもを扶養する世帯に給付したところでございます。今回の制度につきましては、これまで収入所得の上限を超えることから、10万円の給付の対象とならなかった世帯を対象に支給を行おうというものでございます。

支給に係る見込みでございますが、対象児童数は290名を予定しております。世帯数に直しますと195世帯を見込んでいるものでございます。

これらにかかる費用としましては、給付となる経費が2900万円、このほか通知等に関わる事務経費といたしまして10万円、合計で2910万円を予定しているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、1月下旬に対象者の抽出などの準備作業を行いまして、予算成立後に案内通知、申請書等を発送して、順次支給をしてまいるところでございます。給付金の実際の支給は、児童手当の特例給付という形でまらっている方はおりますので、こちらは2月中には支給したいと。3月中には全体の支給を終わらせたいというところで考えているところでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

○川村成二委員

この特別給付金の実施によって、子どものいる世帯に対して、全て給付金が支給されるということになったわけですが、漏れがないようにしなければいけないと思うんですね。その対象の1つは、3月までに出産する場合の対応、そういったことに対して周知が十分ではないような気がするんですよ。ですので、漏れのないような対応をどのようにやっていくか、周知するかはどのように考えていますか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

今現時点の特例分以外の通常所得の場合の方も、出生と同時に申請していただくようにご案内を申し上げているところでございます。今ご質問あったのは、これから、想定されるのは、出生してから2週間ぐらいの届出のギャップがあると思っておりますので、そういったところは少し保健センターなどで

母子手帳とか、そういったところの登録者数等もありますので、そちらとも連携して、すみません、現時点では考えてはなかったんですけども、今後そういったところで漏れないように確認をしたいと考えているところです。

○川村成二委員

ぜひお願いしたいと思います。それに加えて、今新聞の記事に書かれているのが、離婚によって支給を受けることができなかったというようなことも記事でありますので、確実に子育て世帯へ支給をされたかどうかというチェックを、今後しっかりやっていただきたいと思います。もしそういう対象がいた場合に、どのような対処をするのか、連携を取るのか、もし考えがあったらお聞かせください。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

川村委員おっしゃったような事例というのが心配されているところでございます。ケースによって当初の申請の基準となるのは9月30日。10月の児童手当を受ける方というふうになりますので、一番はその前後で離婚をされるとか、されないとかで受給の対象者が変わるというような事例が今のところ想定されるところでございます。通常の国分の当初やった分の国の範疇と、今回は別な財源を使いますので、そういったところを少し柔軟に対応できるように検討はしていきたいと思います。今のところ、正直難しいところも、既にプッシュ型で送ってしまったという事例もございますので、国の対応等とも含めながら、できるだけ確実にお子さんがいるところに受給できるように努めたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

ほかに ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(3)低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の実施についてを議題といたします。説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の実施につきましては、県の事業になります。先週1月21日の県知事の記者会見でもありましたように、県が新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を財源にしまして、いわゆるひとり親世帯の方に対して児童1人当たり5万円を支給するための事業になります。こちらにつきましても県の補正予算が成立次第、至急、市町村で対応していただきたいということで通知がありまして、今回補正予算に計上させていただき、ただいま事務を進めております。

内容につきましては、子ども家庭課の斎藤課長より説明をさせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金の実施についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童扶養手当を受給しているなどの低所得者のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加等の影響を勘案して、茨城県独自に生活支援特別給付金を支給する事業となります。

対象者は、お手元のタブレットの真ん中ぐらいになりますが、①令和4年1月分の児童扶養手当受給者、②公的年金等を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当を受給していない方、

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方となります。

給付額は児童1人当たり一律5万円となります。

手続きにつきましては、①の児童扶養手当受給者は、申請不要でプッシュ型により3月末までに支給することとなります。②、③の方につきましては、申請をいただき、5月末までに支給をすることとなります。

見込んでいる対象者数ですが、510名、340世帯を見込んでいるところです。

支給に係る事業費としましては、支給額5万円につきましては2550万円、事務費で25万5000円、合計で2575万5000円を予定しております。

財源は県からの補助金10分の10というふうになってございます。

なお、この事業は、県の補正予算成立後、県の補正予算の予定が1月28日となっておりますので、その後、決定の後に事業着手してまいりたいと思います。

また、今回、議題2、3ということで、補正予算の専決のほうを進めるお話をさせていただきましたが、今回、間に合わなかったのですが、併せて国のほうから保育士の処遇改善というものを実施するよということでお話が来ております。こちらにつきましては、令和4年2月の保育士の給料から3%程度、9000円を上げるよう国から求められておまして、今度の2月分に対応するように、今内容を調整中ですが、2月、3月分につきましては、年度内に補助金を交付対応するよということよいうな状況で来ておりますので、こちらも併せて進めさせていただくことを、この場をお借りしまして申し添えたいと思います。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○川村成二委員

ここで言う児童とは、対象年齢は何月時点で何歳なのでしょう。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

児童は18歳以下ということで、ひとり親世帯になりますので、児童扶養手当を受けている世帯の対象の児童ということになります。

○川村成二委員

対象期間はいつまでで、その期間までに出生した子どもも対象になるのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

児童扶養手当を1月時点で受けている方が対象となります。ひとり親世帯ですので、今後の出生自体は見込めるところは難しいかと考えております。

○川村成二委員

いや、難しいとか、そういうことではなくて、何のためにこの制度を適用するのですかということからすれば、ひとり親世帯ですよ。そうすると、子どもがいる家庭全てに対して、児童手当支給対象になる可能性のある方も含めて対象にすべきではないのでしょうか。そうしないと、この前の特例給付金の10万円の対象と扱いが変わってきますよね。その辺は何か整理、うまく説明できる整理をして、説明が必要だと思うんですが、いかがですか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

先ほどの10万円は全てのお子さんが対象になる。

○川村成二委員

いや、なったんでしょう。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

なりました。今回の制度につきましては、ひとり親世帯に該当するお子さんが対象という整理でございます。ですので、今回は全ての市民全体のお子さんということではなく、ひとり親、母子家庭とか父子家庭とか、そういう家庭に該当するお子さんが対象という制度になりますので、先ほどの10万円と趣旨が少し変わるものということになります。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時04分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時19分]

改めて答弁を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

低所得者のくくりでございますが、そもそも児童扶養手当をもらっている方につきましては、母子家庭、父子家庭、そういった同じ世帯の方でも一定の所得制限がございますので、その児童扶養手当をもらうということで所得が低いという方を対象とするという意味合いで計画させていただいているところでございます。

それと、受給者の現在の状況ではございますが、今回、340世帯を見込んでいるところでございますが、実際には児童扶養手当の手続等々では、まだ支給停止なども含めると409世帯ほどでございます。そういった一部の方、さらにこちらでは見えていない、先ほどの②、③といったようなこれから申請が必要な方等も含めて340世帯、510名というふうに支給を見込んでいるところでございます。

改めまして費用のほうですけれども、510名、340世帯、5万円ずつの給付ですので、2550万円の支給を見込んでおります。事務費では、合わせて25万5000円を見込んでおりまして、合計で2575万5000円という見込みを立てているところでございます。

○川村成二委員

あと、この対象者のうちの③番の家計が急変するなどの水準ですけれども、その計算する期間、基準等はどのようになっているのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

こちらは国の制度で、実施しました4月時点でも同じような制度がございまして、前年度の同月程度の収入と直近の収入1か月ベースを、やはり給与等々の方であれば、給与明細等の証明を出していただき、その直近の状況の収入が、どれだけ下がっているかということを提示していただきながら、申請書内で計算をしまして、それで該当する、しないを判定してまいります。

○川村成二委員

申し訳ないんですけれども、直近のという言い方が非常に曖昧ですよ。特に今オミクロン株で、急激に感染者が増えていて、濃厚接触が増えていると、自宅待機をやむを得ずやっている家庭もあって、直近が一番収入が減る可能性だってあるわけですよ。そうした場合に、対象期間というのを明確にやはりうたうべきではないのでしょうか。そうしないとずるずる申請が遅くなってしまいう可能性も考えられますので、そのことについてはどのように対処するのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時36分]

答弁を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、340世帯の内訳ということで、こちらで見込んでいる数字をご説明させていただきます。

既に児童扶養手当を受けている方、①の申請につきましては308世帯ほど見込んでおります。②番の公的年金とかは10世帯ほど、そのほか家計急変とかは22ほど見込んでおまして、合計で340世帯というふうに見込んでいるところでございます。

2番、3番の申請期間につきましては、県の事業として5月中に全部事業が完了ということでございますので、申請できるのは4月末、28日程度を見込んでいるところでございます。

○櫻井繁行委員長

ほかに ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 2時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時39分]

次に、(4)(仮称)千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事の進捗についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

(仮称)千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事につきましては、来月2月の上旬を竣工予定として、ただいま事業を進めております。これに関しまして、現在までの状況等について、担当課であります、子ども家庭課、斎藤課長より説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備工事につきまして、現在の進捗をご説明させていただきます。

こちらの放課後児童クラブ施設整備工事につきましては、令和3年第2回定例会で契約のご承認をいただき、ここまで進めてまいりました。間もなく工事が完了いたしますが、現在の進捗状況につきましてご説明させていただきます。

1点目、契約履行期間についてです。

契約履行期間につきましては、令和3年6月17日から令和4年2月1日までの230日とさせていただいておりました。ただ、外構工事におきまして、児童クラブ敷地内に設置されております電柱について、進入路等の関係から移設が必要でありまして、東京電力に移設を申し込んでおりましたが、予定より移設が遅れまして、電柱移設後でなければ行えない場所の工事が遅れることから、9日間延長させていただいております。変更となりまして、履行期限が2月10日までというふうになっております。

工事の進捗状況につきまして、資料でお示ししたとおり、建物に係る工事はほぼ完了ということで、

令和4年1月22日頃までということとなっておりますが、こちらは完成しております。建築工事、電気設備工事、機械設備工事の完了となっております。現在は外構工事を進めておりまして、2月3日頃に家屋工事が完了予定となっております。各種工事施工業者内の検査とか、私どもの検査を2月9日までに実施いたしまして、2月10日に完成した施設について引渡しというふうになっております。

下のスケジュールにもありますように、その引渡し終了後、今度、備品の搬入ということになります。購入備品を搬入すると同時に、現在、児童クラブで使っております備品を、今後、3月末に引越しを実施いたしまして、4月1日から予定どおりの開所といたします。

次のページをお願いします。

こちらは先週末に撮影した現在の建物等々の写真でございます。

まず、①番は外観でございます、こちらは県道側から撮影したものでございます。建物の右手側が千代田義務教育学校の施設となります。

②につきましては、玄関側ということで、①の写真から見ますと左手側が②の写真というふうになります。

③、④につきましては、クラブ室となっております。③の1、2と書かれているものは、クラブ室の内壁です。ちょうど仕切りが折りたたみ式で開放ができるようになっておりますので、一括して見れるようなものとなっております。

そのほか⑤から⑦につきましては、附属施設ということで、トイレ、事務室、静養室などの部屋となっております。

3ページ以降につきましては、平面図、立面図というふうに参加までにつけておりますので、こういった構造ということでご確認いただければというところでございます。

実際見ていただく機会があればとは思いますが、こういった写真の説明でご紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○川村成二委員

太陽光パネルの設置はどのようにされているのでしょうか。というのは、要は直近に撮った写真の割には太陽光パネルが設置されていないので、2月10日の引渡しまでに設置できるのかも含めて説明をお願いします。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

以前から太陽光のパネルというご質問ではいただいております。今回、太陽光のパネルは工事には含まれておりません。今後検討ということで、検討はしてはしておりますが、今回の工事には含めないで、引き続き対費用効果等も含めて検討していくことで現在は動いておりません。今後も引き続き設計業者とか費用等々も含めて依頼もした経過もございますので、引き続き対費用効果とか設置のメリット等も踏まえながら検討していきたいと思っております。

○川村成二委員

以前に設置するというので答弁をいただいたような記憶があるんですけども、その検討するということは、検討しないというのと同じじゃないですか。対費用効果ということからすれば、当然投資ですから、費用は発生しますよね。けども、今世の中の流れからして、新設する箱物に太陽光等の設備がないこと自体は時代遅れのような気がするんですよ。判断基準はもっと別にあると思うんで

すが、部長、どうですか、そういう判断できないんですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

太陽光の設置ということで前にもお話がありまして、先ほど課長から説明がありましたように、建物自体にはちょっと予算には計上してなくて、今後敷地外を活用してできないかとか、いろんなことで前は設計等もある程度見積額も出してもらいまして、建物の屋根に設置するパターンと、あと敷地外を、実質南側に敷地外がありますので、その部分を活用する方法と2つの方法で費用とかいろいろ出してもらっておりまして、完成後、建物自体にどのくらい需要があるのか。その辺、日中はあまり電力等の活用がないかと思っておりますので、当然それは蓄電池とか、そういう設備関係も必要になってくるかと思っております。そういうようなもろもろを検討した上で、一番理想としては敷地外のほうが良いというようなことで内部では相談はしたんですけども、具体的にそれをいつ設置するかというのはまだ協議段階ですので、建物の竣工が終わった後、具体的に実際の電力の使用量も出てくるかと思っております。果たしてどれくらい建物が消費するのか、あるいは蓄電池の容量等も必要になってくるかと思っておりますので、そちらも含めて再度設計業者のほうと相談しながら決めることで、前は進めていきたいという感じがございます。

○川村成二委員

やはり今の答弁を聞く限りは、今後の対応の検討ということになると思うんですね。そうした場合、保健福祉部の問題ではないと思うんですね。かすみがうら市の行政として、脱炭素に対してどのように取り組むかということが重要ですので、ぜひ行政内で必要性を保健福祉部から訴えていただいて、実現に向けて進めていただきたいと思います。

○保健福祉部長（君山 悟君）

確かに私どもの保健福祉部だけの問題ではないということで、市全体の取り組みとして、副市長をはじめ、相談しながら、ただいま申し上げましたように、この建物だけで消費できず、それ以上の電力を場合によると確保できるかと思っております。場合によっては、例えば蓄電池でも大型で相当の容量が必要になった場合に、例えば隣接の中学校に供給するとか、そういうことも考えられると思っております。市の方針として、どういうふうに太陽光を生かしていくのか、そういうのを考えていきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

ほかに ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 2時50分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時50分]

次に、(5) 新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。

○保健福祉部長（君山 悟君）

新型コロナウイルスワクチン接種についてを説明させていただきます。

3回目のワクチン接種につきましては、今月1月24日月曜日から市内の医療機関のほうで、高齢者

を対象にワクチン接種のほうを進めております。

この後、集団接種というようなスケジュールになってくるかと思いますが、詳しいスケジュール、あと接種券の発送状況等につきましては、所管であります、健康づくり増進課、川原場課長から説明させていただきます。

あと、もう1点、新型コロナウイルス、今回オミクロン株の急拡大ということで、茨城県の保健所の業務のほうが大変逼迫しているというような状況になってございます。それにつきまして、県のほうから要請がありまして、本市としましては、同じように1月24日月曜日から2月いっぱいまで、2月28日の土曜、日曜、祝日を除く毎日保健師1名、これはローテーションで対応することになりますけれども、派遣を行っております。月曜日から1名ずつ派遣を行っておりますので、こちらのほうはこの場をお借りしましてご報告させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種につきましてご説明させていただきます。

まず、最初の1番目のほうとなります。初回接種の状況についてご説明させていただきます。

1回目及び2回目の接種につきましては、医療機関の接種を11月中に終了しまして、12月中につきましては、接種の漏れている者、その方を対象としまして集団接種を実施しております。おおむね接種希望の方の接種は終わっていると見られますので、今後としましては、新たに12歳になった方の接種が若干ずつ増える程度かと思われる状況となっております。

表につきましては、1月20日現在の状況となっておりますけれども、1回目の接種につきましては、接種者3万3891人分、2回目の接種が完了している方につきましては3万3612回となっております、それぞれの接種率のほうは90%、それから89.3%となっております。

続きまして、2番目の3回目の接種でございます。

3回目の追加接種につきましては、医療従事者に接種券の発行を11月下旬、それから12月中旬に発送しております、12月に2日間、1月に3日間をウエルネスプラザにて集団接種を実施してございます。

通常の高齢者の方が次に接種の順番となっておりますけれども、2回目接種の完了月ごとに順次接種券を発送させていただいております。2回目の接種を6月に完了された方につきましては、12月20日に接種券の発送を行っております、1月12日より予約のほうを開始してございます。

また、7月の前半、こちら7月15日までに2回目の接種を完了された方は1月18日に、7月後半に接種を完了された方につきましては1月25日に発送を行ってございます。

8月以降の接種完了につきましては、表のとおり発送を予定しているところでございます。予約につきましては、1月18日以降発送分については全て接種券が届き次第、予約を受け付けられるようにしてございます。

続きまして、接種会場でございます。市内のほうで接種できる医療機関としまして8か所、それから今回も神立病院で接種の協力をしていただけるということでしたので、9か所で接種が受けられることとなっております。

ワクチンとしましても、一応前回同様、ファイザー社製を使用することとなっております。

また、集団接種につきましては、ワクチンを武田／モデルナ社製を使用しまして、会場を前回と同じく、ウエルネスプラザで木曜日、それから日曜日の週2回実施をする予定でございます。

また、前回、受験生や妊婦さんの優先接種を行っていただいた神立病院につきましても、武田／モデルナ社製のワクチンを使用した接種を行う予定でございます。

県の実施によります大規模接種会場でございますけれども、前回の県立医療大学が今回実施をしないということが決定しておりますので、かすみがうら市の方につきましては、つくば市の産業技術総合研究所、こちらのほうで接種を行うこととなっております。

続きまして、接種ワクチンでございます。ワクチンにつきましては、前回使用しておりましたファイザー社製、それから武田／モデルナ社製のワクチンの接種となっております。武田／モデルナ社製のワクチンにつきましては、ワクチン自体は同じものですが、初回接種の0.5ミリリットルに対して半分の量の0.25ミリリットルの接種をすることとなっております。また、ファイザー社製につきましては同じ分量となっております。

また、今回追加接種になってから、以前の1回目、2回目はファイザーもしくはモデルナを同じ種類で打つことになっておりましたけれども、今度は交互接種が可能ということですので、前回と同じワクチンでなくても大丈夫ということで、ワクチン接種の幅が広がりましたので、接種の予約開始の遅れのほうは若干減少できるのかと期待しているところでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○中根光男委員

まず、接種会場について再度確認したいんですが、前回は千代田公民館でワクチン接種を実施されましたけれども、このウエルネスプラザ体育館のほうは毎週木曜と日曜、2回のみ接種になりますよね。それで、千代田地区の方からも、私も個人的にも要望をかなりいただいているわけなんです、やはりそういうスタッフの確保が難しいのか、それともワクチンの供給量がちょっと間に合わないのかとかという部分も含めて、ちょっと再度確認したいんですが、よろしいですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

まず、ワクチンの供給量ですが、今回、集団接種のほうでモデルナのワクチンを使用することになっておりますが、こちらも計画的には来るんですが、やはり前回のファイザーとは若干違って、ワクチンの来るスピードが遅いという形になっておりますので、数か所の会場でというのが難しいところ、あとスタッフの面もやはり問題もありまして、今回、取りあえずウエルネスプラザということでやらせていただいております。

先ほど、お話がありましたように、体育館ということだったんですが、今回は、ウエルネスプラザの施設内で行います。体育館のほうは広くてよかったんですが、夏冬の気温が暑かったり寒かったりということもありますので、できれば普通のエアコンが利くようなところでということで、そちらのほうで計画させていただきました。

○中根光男委員

それから、もう1点確認したいんです。接種会場に行かれる交通手段なんですが、これについては無料タクシーを今までどおりに継続して実施するという考えでよろしいのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

前回もありましたけれども、乗り合いタクシーという形で、やらせていただきたいと思います。

○中根光男委員

はい、分かりました。

○櫻井繁行委員長

ほかに ご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします

暫時休憩いたします。 [午後 3時00分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時04分]

次に、(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてを議題といたします。

こちらの議題につきましては、関連がありますので、保健福祉部にも答弁等あると思いますので、加わっていただきたいと思います。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（山内美則君）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての説明を申し上げます。

医療保険制度につきましては、現在75歳を境にして制度が異なっているということでございまして、保険者としても後期高齢者医療広域連合、また各市町村それぞれによる運営となっております。そういった中での、この高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施という大きな課題に対しまして、本市も来年度から積極的に取り組んでいくことを目指しまして、庁内での研究会を組織し、検討を進めてきたところでございます。

その概要等につきまして、国保年金課、豊崎課長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

私のほうから、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてご説明させていただきます。

国では、今後、日本の総人口が減少に転じていく中、高齢者、特に75歳以上の高齢者の占める割合は増加していき、令和37年には人口の4人に1人が75歳以上になると推計しております。将来的な社会保障制度を確立するの必要に迫られ、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みについて、令和元年から法整備が進められ、令和2年度に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部改正が行われたところです。

これまで75歳以上の後期高齢者制度に基づく医療費適正化などの業務については広域連合で行い、介護予防や保健事業については市で行い、また、同じく、市で行う国民健康保険制度にあっても、後期制度に移行する際の情報連携が適切に接続されていないなどの課題がありました。本来、後期高齢者の医療の適正化や保健事業を行う主体の広域連合では、直接保険被保険者の声を聞くのが難しいことから、市と契約を行って、情報連携を行うことで充実化を図ろうとするものです。この事業は、令和6年までに全ての市町村で行う目標が立てられており、現在は準備段階として努力義務の状況になっています。茨城県内においては、令和3年までに17団体が実施しており、令和4年度はさらに15団体が実施し、連携が32団体行う予定になっております。本市でも来年から受託業務として取り組む考えで、庁内研究会を構成し、議論を進めてまいりました。

広域連合の受託事業中、市として来年取り組む業務ですが、ハイリスクアプローチとして、特定健診の情報から低栄養状態の方を抽出し、訪問による健康指導を、健康状態不明者にあつては、健診の受診勧奨、あと医療機関への受診勧奨を行います。

また、ポピュレーションアプローチとして、シルバーリハビリ体操教室を、その機会を利用してフレイル対策普及啓発を進めていくことを考えております。

来年度は既存事業を中心とした取り組みになりますが、令和6年度に向け、医療費適正化及び介護予防の観点から、より充実を図る必要があると考えております。今後、課題抽出、研究と議論を進め、文教厚生委員にも報告させていただき、充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時09分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時10分]

次に、(7) 国民健康保険税課税算定方式の見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。説明は簡潔をお願いいたします。

○市民部長（山内美則君）

国民健康保険税課税算定方式の見直しについて、ご説明を申し上げます。

この件に関しましては、本年度、昨年8月と11月の当委員会におきまして、その時点での試算状況をお示しさせていただきまして、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。それらのご意見を参考にさせていただきながら、本市としての見直し案を作成をいたしまして、昨年12月に国保運営協議会に諮り、審議をいただいたところでございます。その結果としまして、本日の資料にもございますように、答申を受けることができました。この案によりまして、次の市議会定例会において提案をさせていただきたいと考えておりますので、本日は説明をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、国保年金課、豊崎課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

前回に引き続き説明の場を設けていただきまして、ありがとうございます。

これまで8月24日、11月8日と文教厚生委員会で議論いただいたところですが、11月8日にご説明させていただいた後、県から11月29日に事業費納付金の仮算定の通知があり、これを参考に増減幅の大きい介護納付金の均等割を2,000円減額した上で、12月23日に国民健康保険の運営協議会でご審議いただき、1月12日に税率改正案については適当であるとの答申をいただいたところです。

審議において幾つか質問を受けた経過がございまして、応能、応益の割合について、特に現在の税率で他市町村と比較した場合、応益、均等割の金額が比較的高いことについてご指摘がありました。この回答については、応能、応益のバランスを5対5に近づけたという結果だという説明をさせていただきましたが、参考までにこちらの資料で説明をさせていただきます。

試算条件はご覧のとおりとして、Aが現在の案になります。Bは所得割の比重を増やした場合、Cは均等割の比重を増やした場合です。Aとの比較で説明させていただきますが、Bの案は均等割の割合が減ります。均等割は軽減に影響します。軽減額はその補填として、国及び県の財源が伴う繰入金で賄うことができます。均等割の軽減額が減ることで繰入金の額が減ることとなり、結果、財源総額を減らすこととなり、増やした所得割の影響もあり、被保険者に求める国保税が多くなる傾向になります。Cはそれと反対の効果で、繰入金が増えることにより、財源が増え、保険税が減ることとなりますが、低所得者等の負担を上げることにつながり、適度なバランスが必要になるということになります。併せて詳細なシミュレーションについて資料要求がありまして、そちらの資料については世帯ケース別試算の資料を追加資料として調整いたしました。それぞれの世帯構成、資産割等の条件から、所得を階級別に示したものになります。

続いて、資料戻りまして、今年に入って1月13日に令和4年度の事業費納付金の本算定の額が県より示されました。資料中央に表により記載させていただきました。前年度伸び率5.98%とされたところです。1の表になります。前年伸び率5.9%とされたところです。以前より説明させていただいておりましたが、令和3年度の事業費納付金については、その前年度から続くコロナの影響による受診控えの影響により減額となっております。本年度に入り影響が薄れたこともあり、来年度の事業費納付金は令和2年度まで増額に転じております。今回の改正案については、当初より令和2年度の事業費納付金の額を参考にしてきたこともあり、いずれの税率も標準税率の近似値を保ちつつ、これを下回っております。

この事業費納付金と今回の改正案により算定した令和4年度の予算額により比較したものが次の表になります。2のところにあります表をご覧ください。

事業費納付金の財源に当たる国民健康保険税のほか、繰入金及び特別調整交付金により表したのようになりますが、それぞれの区分ごと、比率的には国保税においては適正化を図れているところにはありますが、今回、大幅な方式変更により、その影響を避けるため、増額する世帯の保険料を抑えたことにより財源不足が生じております。不足額については基金を財源として充てることとしておりますが、今後、激変緩和の縮小の影響、あと県の精算金の減額要因など、令和6年度には相対的に9000万円ほどの財源不足が予想されることから、改めて税率改正を行う必要があると考えております。

今後の対策としては、医療費適正化を進めると同時に、92%としている収納率を少しでも上げることで上げ幅を抑えることができるものと考えております。

○櫻井繁行委員長

豊崎課長、参考資料はいいですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

参考資料については、先ほどご説明を挟ませていただきました。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時18分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時22分]

○川村成二委員

今説明いただいたんですが、もう少し詳しく、前回の文教厚生委員会、昨年11月に説明していただいた内容と、今回ほぼ最終案だと思うんですが、どのようなところが大きく違うのかポイントを説明していただきたいと思います。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

前回、11月8日にご説明させていただいた案と、今回ご報告させていただきます改正案の違いをご説明いたします。

金額的に大きく変わったところは、介護分の均等割になります。そちらの均等割についてですが、前回1万8000円としていたところ、11月29日に県から通知のあった仮算定の額から検討し、応能、応益のバランスを重んじて1万6000円に減額したところですが、併せて応能益の調整した部分として、医療費分と後期分の応益分を調整した経過がございます。医療費分は3万円としていたところ、3万2000円へ、後期分を1万6000円としていたところを1万4000円へしております。基本的には医療費分と後期分は全ての被保険者に影響する部分なので、その総額は変えておりませんので、税額そのものにはそれほど大きな影響はないと考えております。介護分については、均等割を2,000円減らしたことで一定の減額効果があると考えております。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 3時25分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時26分]

以上で、本日の日程事項は、すべて終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時27分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行